

三芳町下水道審議会

議題

- 1) 三芳町公共下水道事業計画の見直しについて
- 2) 三芳町下水道施設事業分担金条例の一部を改正する条例について

日時 令和6年2月19日(月) 午前10時00分から

場所 三芳町役場5階 501会議室

三芳町上下水道課

三芳町の下水道について

三芳町では、生活環境整備と水質汚濁防止に対応すべく、昭和50年に事業認可を取得し公共下水道事業が始まりました。市街化の広がりと共に地域住民の下水道整備の要望の高まりなどから下水道整備区域を拡大し、現在に至っています。

■公共下水道事業（污水）

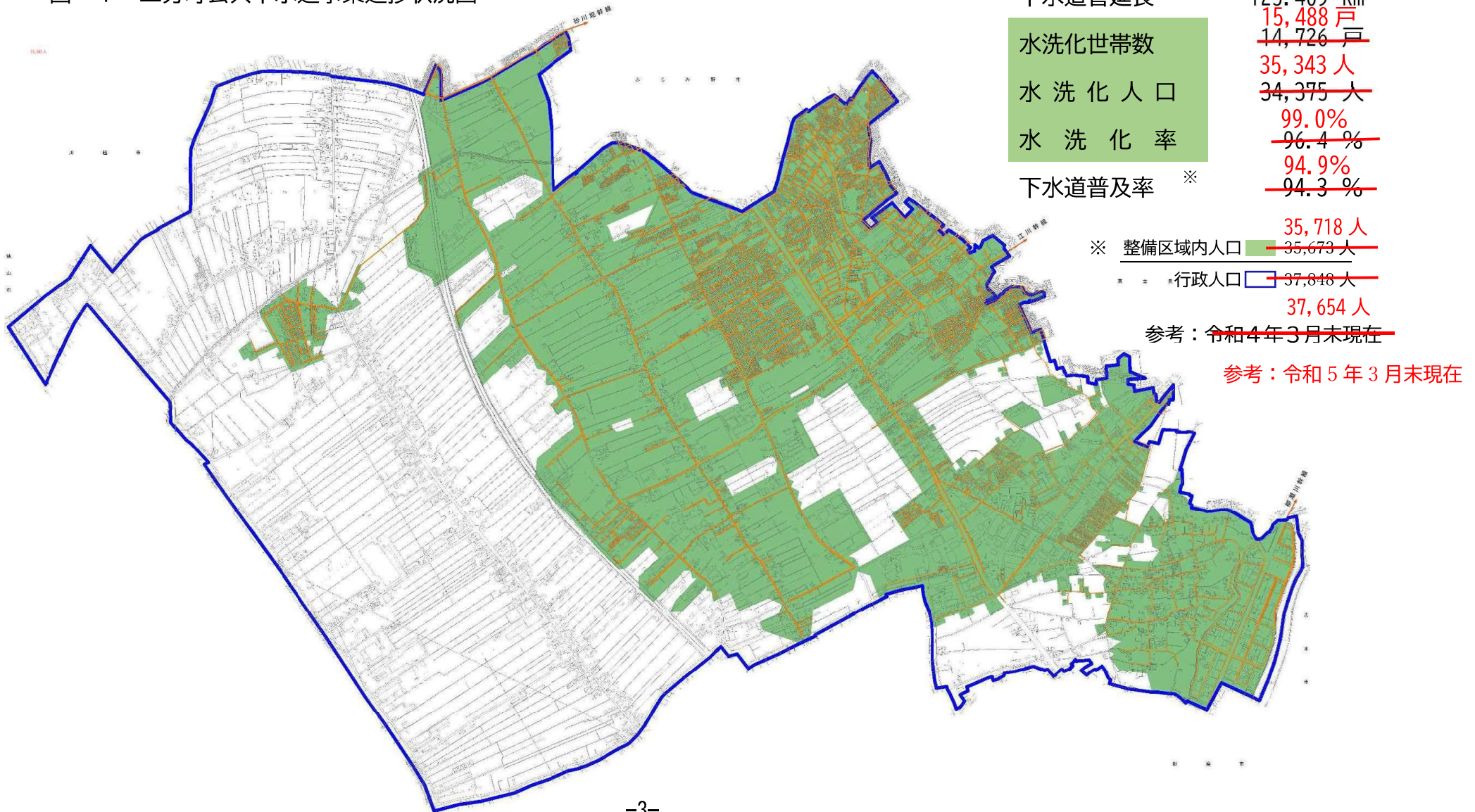
家庭から排出される生活排水、工場からの排水を下水道管へ流入させ、衛生的に処理したものを河川へ放流し公共水域における水質汚濁を防止するシステムです。

三芳町から排出された污水は、和光市にある新河岸川水循環センターで終末処理され、荒川へ放流し東京湾の水質保全に寄与しています。



三芳町公共下水道進捗状況

図-1 三芳町公共下水道事業進捗状況図



荒川右岸流域関連三芳公共下水道事業計画について

○三芳町公共下水道事業について

本町の公共下水道は、上位計画である荒川右岸流域下水道の関連公共下水道として事業化され、流域下水道に接続し処理しています。これにより整備区域や汚水放流量などの設定については、上位計画と整合しながら計画する必要があります。

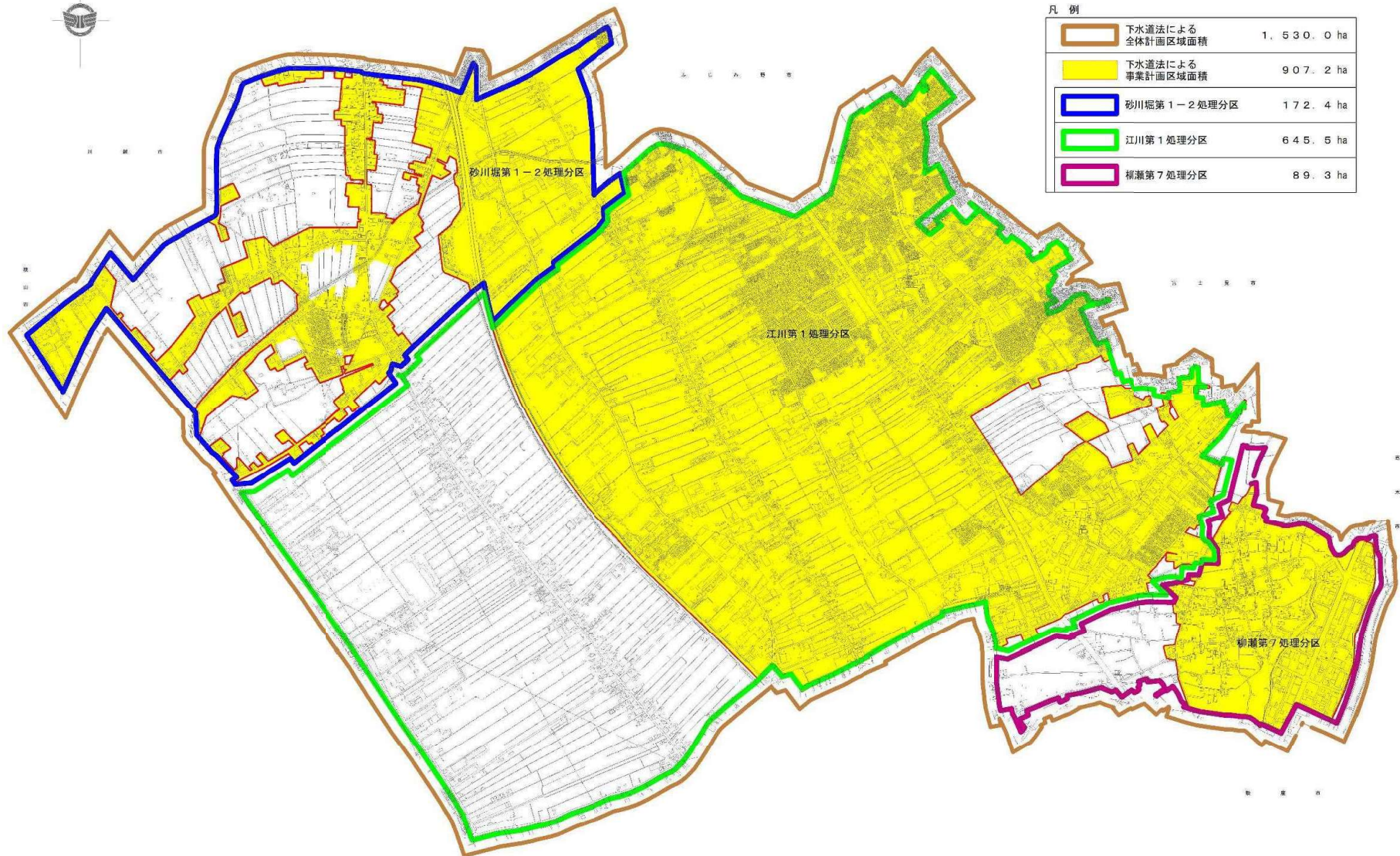
将来計画である下水道全体計画は、三芳町全域 1,530ha を分流式による污水管整備する事を目標としおり、概ね7年以内に整備可能な区域を定める事業計画区域においては、907ha 整備するものとなっております。

下水道全体計画		1,530.0 ha
事業計画区域		907.2 ha
公共下水道 306.0ha	砂川堀第1 - 2 処理分区	1.0 ha
	江川第1 処理分区	277.0 ha
	柳瀬第7 処理分区	28.0 ha
特定環境保 全公共下水道 (特環) 601.2ha	砂川堀第1 - 2 処理分区	171.4 ha
	江川第1 処理分区	368.5 ha
	柳瀬第7 処理分区	61.3 ha

公共下水道事業計画（汚水）

図-2 公共下水道事業計画図

荒川右岸流域関連三芳公共下水道 事業計画図（現計画）



公共下水道事業整備状況について

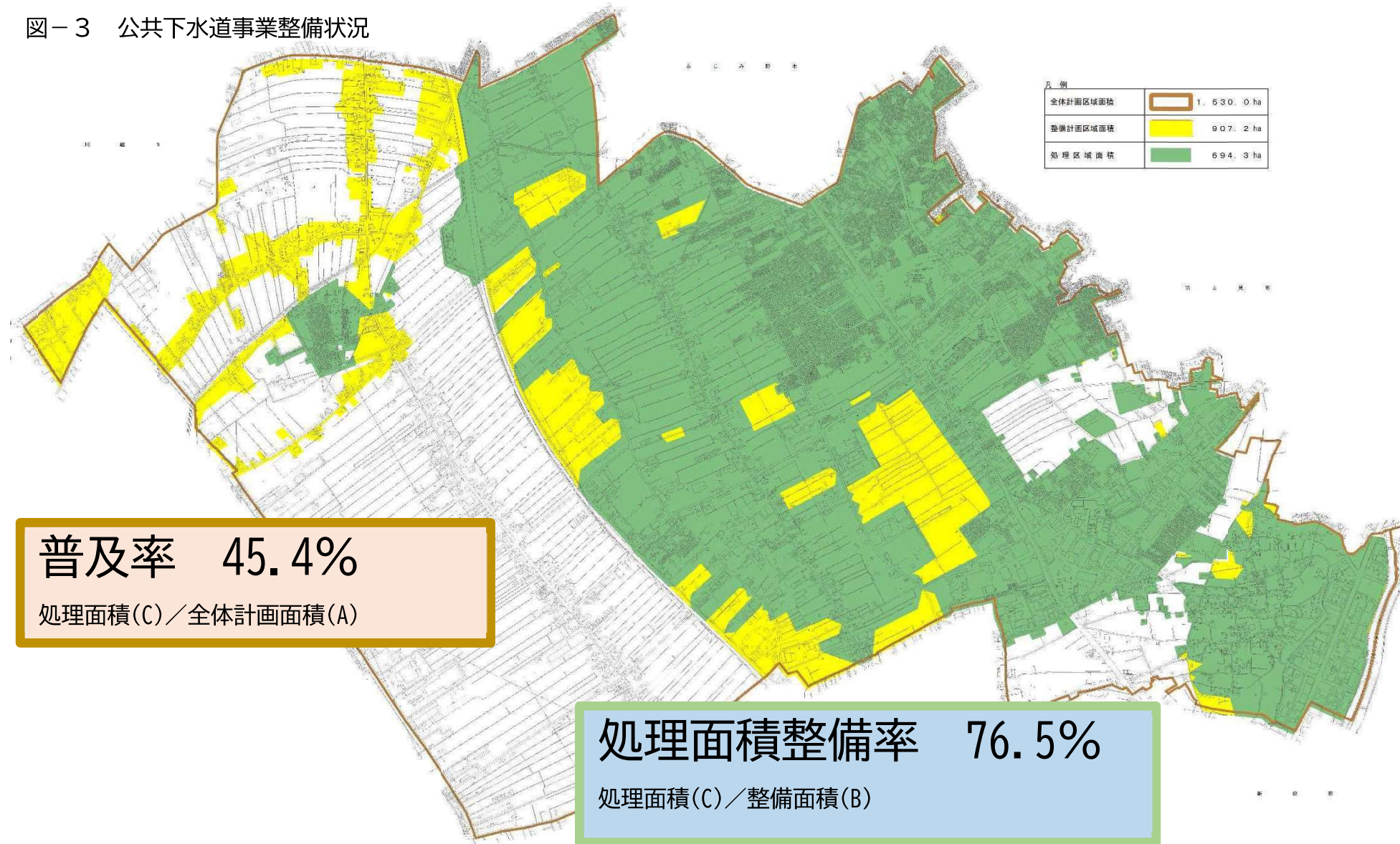
三芳町下水道事業では、市街化地域を「公共下水道」、その他の区域（用途指定区域以外）は「特定環境保全公共下水道（以下、「特環」という）」で整備を行うこととしており、現況の処理面積は、694.3ha（処理面積整備率76.5%）となっています。

全体計画では、三芳町全域(1,530ha)を分流式による污水管整備する事を目標としているため、現況の全体計画普及率は、45.4%となっています。

行政面積		1,533.0 ha
全体計画面積 (A)		1,530.0 ha
整備面積 (B)		907.2 ha
処理面積 (C)		694.3 ha
公共下水道 306.0ha	砂川堀第1—2処理分区	1.00 ha
	江川第1処理分区	277.00 ha
	柳瀬第7処理分区	28.00 ha
特定環境保全 公共下水道 388.3ha	砂川堀第1—2処理分区	80.73 ha
	江川第1処理分区	256.42 ha
	柳瀬第7処理分区	51.12 ha
処理面積整備率	(C)／(B)	76.5 %
全体計画普及率	(C)／(A)	45.4 %

公共下水道事業整備状況

図-3 公共下水道事業整備状況



三芳町公共下水道事業の課題について

■下水道施設の未普及地区対策について

1) 経営環境の変化

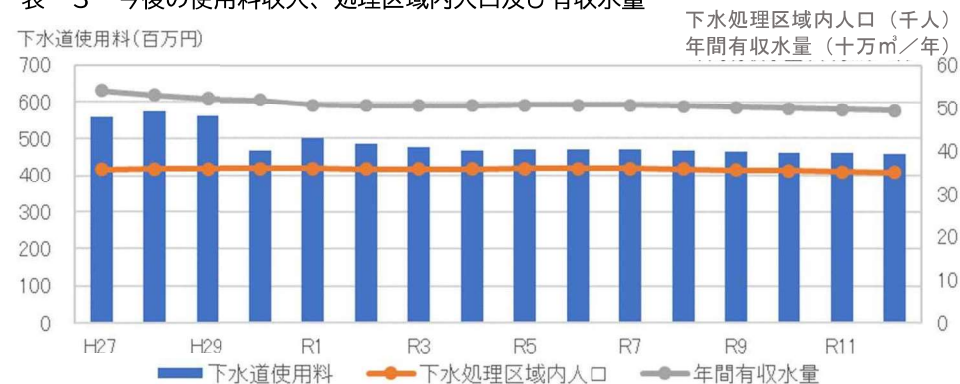
三芳町下水道事業は、昭和50年事業開始から48年経過しています。当初は、生活環境整備と水質汚濁防止に対応すべく、大規模な先行投資を行い、分流式による汚水整備を行ってきました。

94.9%

こうした事業により処理区域内に整備された下水道普及率は、~~94.3%~~ (令和5年3月末現在) と高い水準となっています。

しかしながら、今後の人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の本格的な更新時期の到来を踏まえ、下水道事業の経営環境は益々厳しくなることが見込まれます。

表-3 今後の使用料収入、処理区域内人口及び有収水量



参考：三芳町下水道事業経営戦略策定

2) 施設の老朽化対策

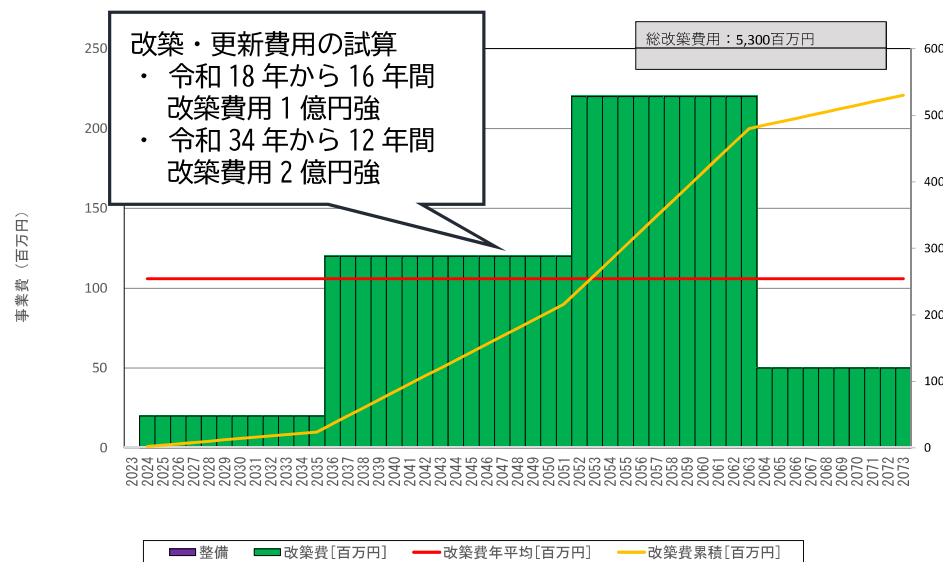
国土交通省の調べによると管路施設においては、令和元年度の下水道管路に起因する道路陥没は、全国で年間2,900件発生しており、布設後40年を経過すると陥没の要因となる傾向があります。



参考：下水道管の破損（脱管）

このような状況の中、下水道施設の老朽化対策を適切に行うため、令和3年3月にストックマネジメント計画を策定し、施設維持管理の改築・更新を計画的に進めています。

これに伴い、今後の下水道事業の投資計画および財政計画は、現状の下水道施設を維持しつつ経営の健全性を保つ必要があります。



参考：下水道ストックマネジメント計画

■上位計画との整合について

上位計画に位置付けられている埼玉県生活排水処理施設基本構想では、令和7年度までに排水処理人口普及率を95%以上概成させる事を目標としており、三芳町では、分流式の汚水処理のほか、合併浄化槽による排水（一般下水道、地下浸透、汲み取り）処理により排水処理人口普及率は、94.8%（平成29年整備）となっています。

三芳町公共下水道事業計画における将来計画では、分流方式により汚水処理整備を三芳町全域としていますが、埼玉県生活排水施設処理構想では、事業計画区域を除く区域については合併浄化槽による処理区域として整備を図ることとしています。このため、公共下水道事業計画と上位計画との整合が図れていない現状があります。

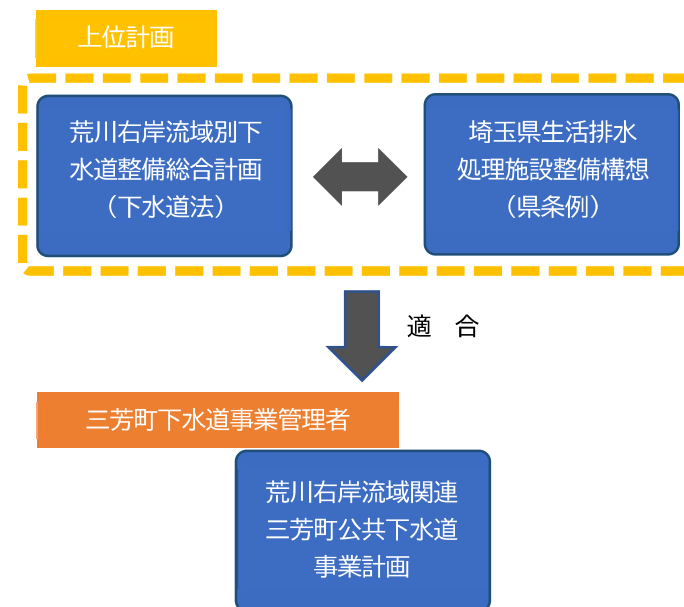
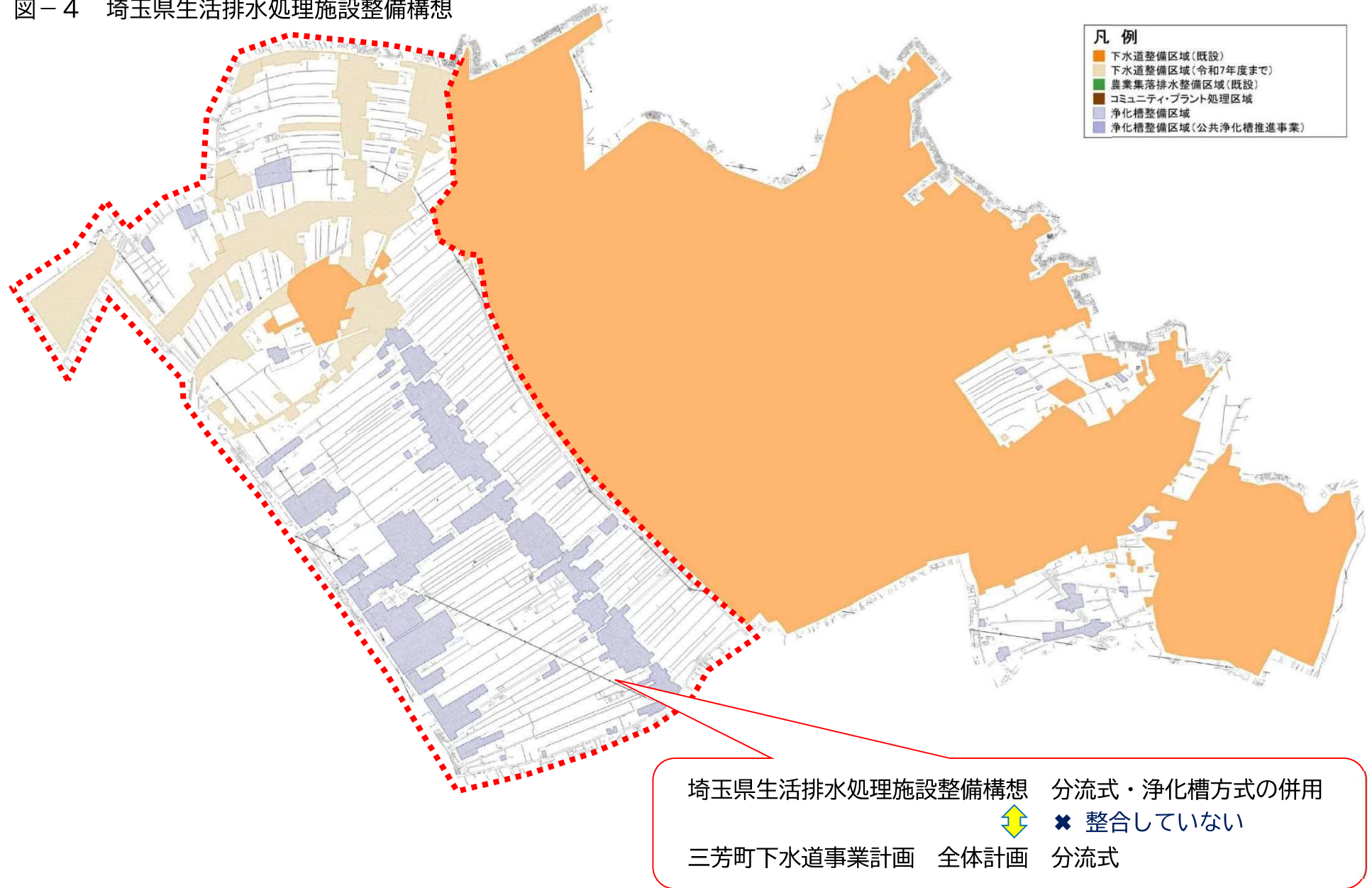


図-4 埼玉県生活排水処理施設整備構想



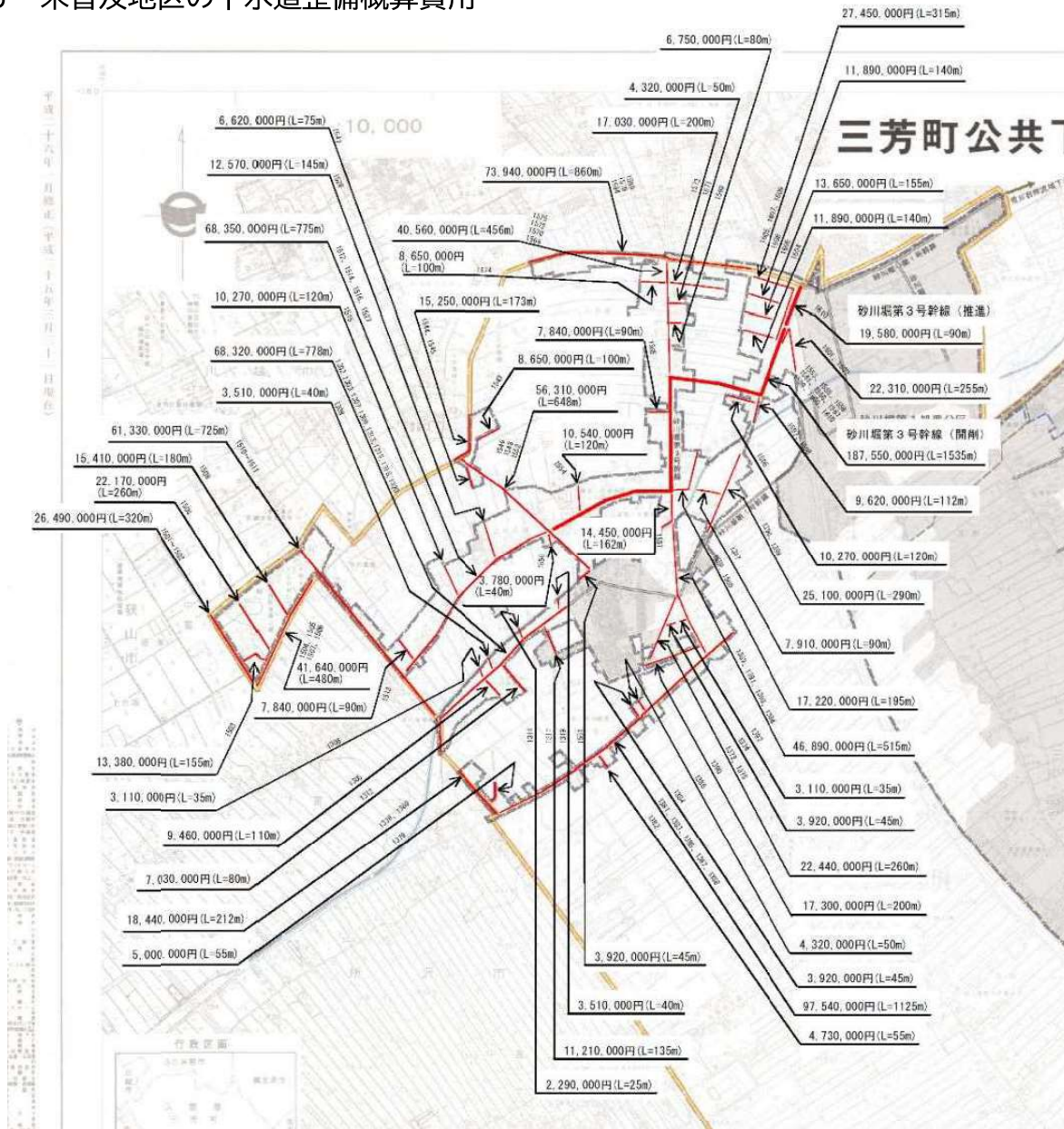
■国の財政支援の縮小

事業計画に基づく未普及対策の概算事業費は、約 12 億 6 千万円(税抜)を見込んでおり、国からの交付金を活用した下水道整備を進めるところですが、令和 8 年度以降より下水道事業による未普及対策事業を縮小していくことから、交付金による財政支援は厳しくなり、今後は単独事業により整備する事が想定されます。



図-5 未普及地区の下水道整備概算費用 参照

図-5 未普及地区の下水道整備概算費用



三芳町公共下水道事業全体計画および事業計画の見直し

現在の公共下水道事業計画は、平成6年度に計画策定された事業内容（処理区域拡大）を基に事業認可の変更（主に計画期間の延伸）を行ってきました。前述したとおり、今後も分流式による汚水整備未普及地区への対策事業を継続する必要性が乏しいことから、計画を見直す必要があります。

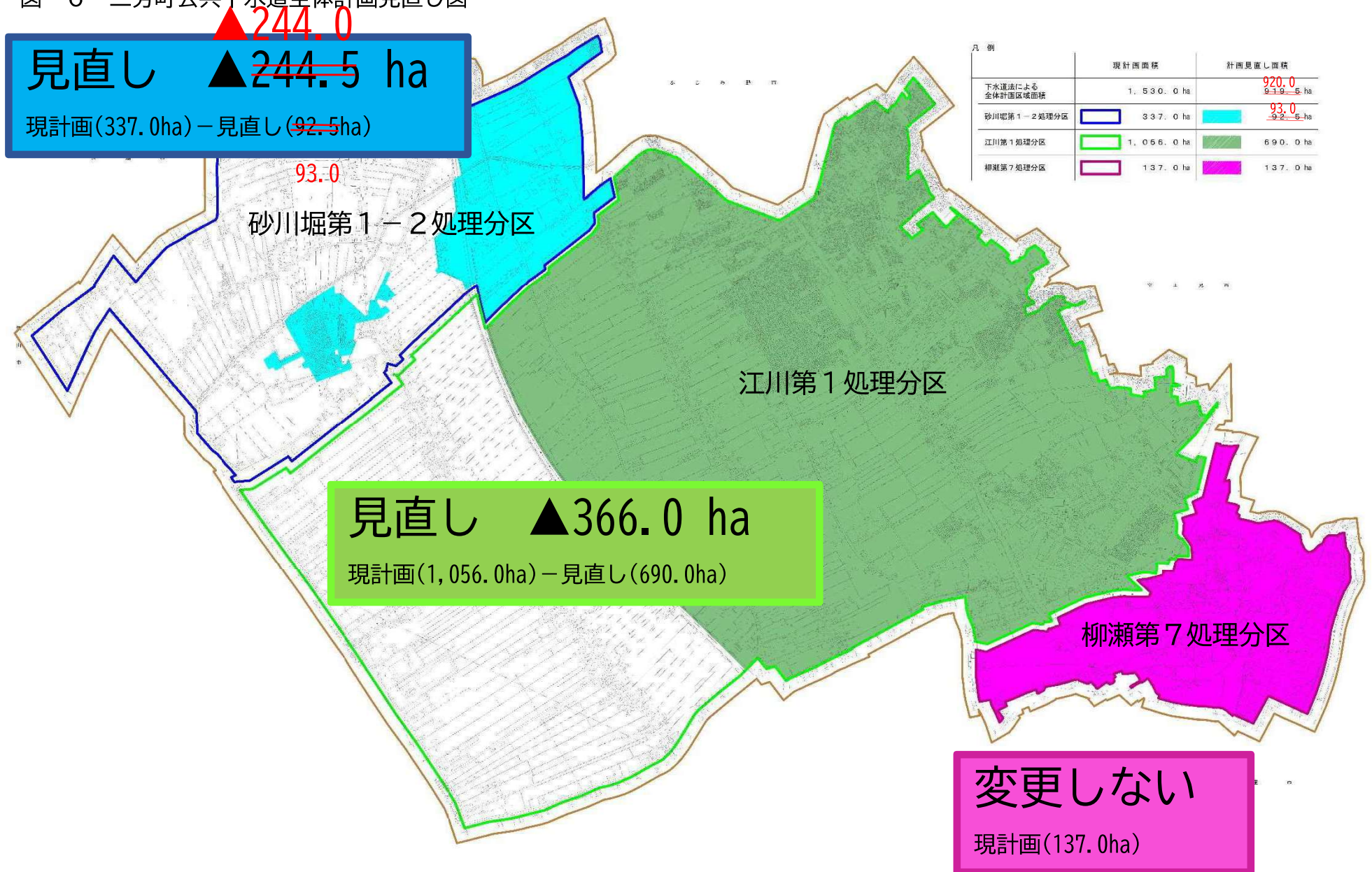
■処理区域の見直し

1) 公共下水道事業全体計画の処理区域の見直し

砂川堀第1 - 2処理分区および江川第1処理分区の処理区域を見直
しする。

下水道全体計画	現計画	見直し	増 減
砂川堀第1 - 2処理分区	337.0	93.0 92.5	▲ 244.0 ▲ 244.5
江川第1処理分区	1,056.0	690.0	▲ 366.0
柳瀬第7処理分区	137.0	137.0	0.0
合 計	1,530.0	920.0 919.5	▲ 610.0 ▲ 610.5

図-6 三芳町公共下水道全体計画見直し図



2) 公共下水道事業計画の処理区域の見直し

現事業計画区域 (907.2ha) を見直し、現在供用している公共下水道処理区域に縮小 (~~698.3ha~~) する。

717.0ha

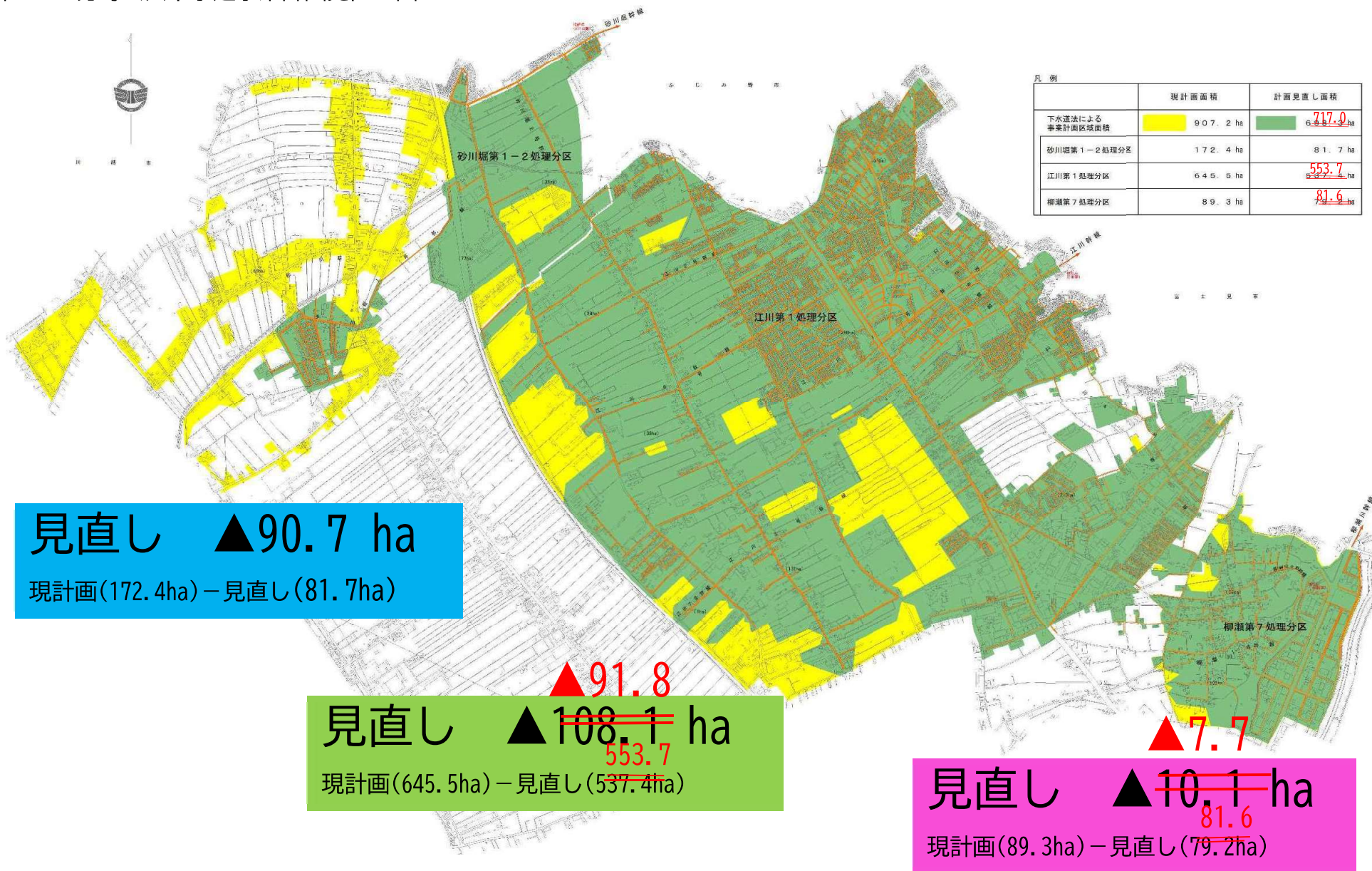
公共下水道事業計画	現計画	見直し	増減
公共下水道事業	907.2	698.3 717.0	▲ 208.9 ▲ 190.2
砂川堀第1 - 2処理分区	172.4	81.7	▲ 90.7
江川第1処理分区	645.5	537.4 553.7	▲ 108.1 ▲ 91.8
柳瀬第7処理分区	89.3	79.2 81.6	▲ 10.1 ▲ 7.7

次ページ 図-7 三芳町公共下水道事業計画見直し図 参照

※ 令和6年1月末現況供用区域

荒川右岸流域関連三芳公共下水道 事業計画見直し図

図-7 三芳町公共下水道事業計画見直し図

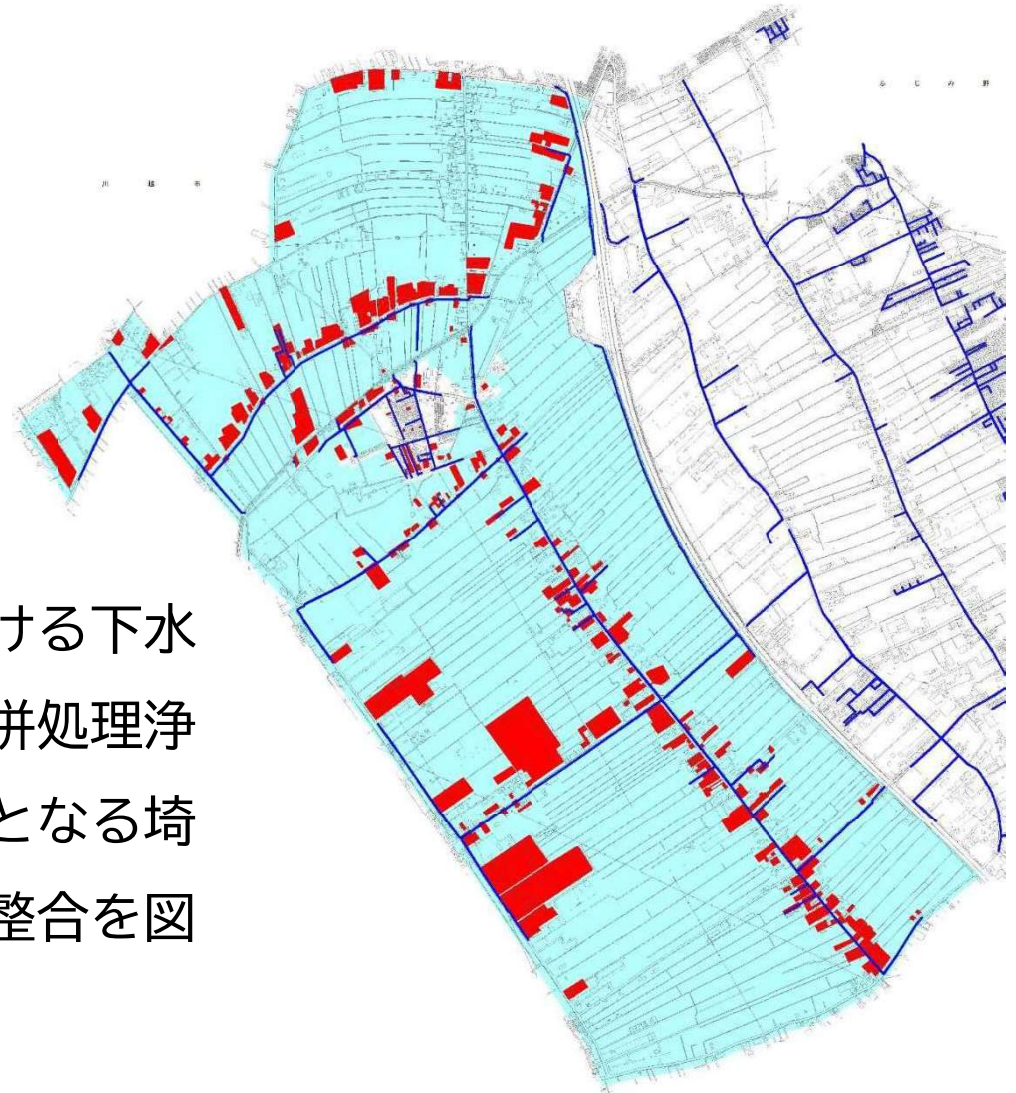


3) 合併浄化槽による排水処理

公共下水道処理区域の見直しを検討している地区においては、一般下水道（雨水）管が整備され、浄化槽による排水処理を接続放流している状況です。

このことから事業計画における下水道未整備地区については、合併処理浄化槽区域とする事で上位計画となる埼玉県生活排水施設処理構想と整合を図るものです。

図-8 一般下水道管整備状況および浄化槽排水接続



三芳町公共下水道事業全体計画および事業計画の見直しスケジュール

項目		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
埼玉県	荒川流域別 下水道整備総合計画		※令和6年度までに見直し予定			
	荒川右岸流域下水道 全体計画・事業計画		※令和6年度までに見直し流総計画に基づく			
三芳町	区域見直しに対する 合意形成及び 県(流総計画)との調整		※町内部検討・県協議			
	現計画 事業計画		※事業計画変更 (計画期間年度延伸)			
	全体計画見直し		※区域縮小(流総計画見直し)を踏まえた全体計画変更 【県計画との調整を含む】			
	事業計画見直し		※区域縮小(流総計画見直し)を踏まえた事業計画変更 【県計画との調整を含む】			
	都市計画決定		※区域縮小(事業計画削除)を踏まえた計画変更			